

新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A

2022年4月1日

1. 更新申請について

No	Q	A
1-1	新型コロナウイルスの影響で業務が滞っており、更新申請期間内に申請ができません。	ご申請が遅れる場合は事前に申請予定の審査機関にお申し出ください。

2. 審査対応について

No	Q	A
2-1	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等を受け、審査の中断はありますか。	現在のところ、審査中断の予定はありません。なお、現地審査にお伺いする審査員は、事前の検温、手洗いや手指消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等、感染防止対策を徹底したうえで実施をいたします。

No	Q	A
2-2	コロナ禍になってから、審査及びPマーク付与までの期間が伸びているケースがあるが、この状況はいつまで続きますか。	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置発出時の影響や、多くのご申請をいただいている状況により、審査日程の再調整をはじめとして、平時とは異なる調整が発生しておりますことから、通常よりお時間をいただいております。 引き続き、改善に努めますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 なお、更新審査について遅れが発生した場合のマークの使用については、次項「3-1」をご確認ください。

3. 付与契約について

No	Q	A
3-1	現在審査中ですが、プライバシーマークの有効期限を過ぎてしまった場合、プライバシーマークの付与契約が失効し、プライバシーマークも使えなくなってしまうのでしょうか。	更新申請をいただいている事業者様の付与契約は有効です。付与事業者としてプライバシーマークロゴの使用も可能ですので、ご心配いりません。 (PMK500 プライバシーマーク付与に関する規約によります)

4. PMS の運用について

No	Q	A
4-1	新型コロナウイルスの影響で計画していた教育・監査が実施できませんが、どのように対応したらいいでしょうか。	教育や内部監査等の計画を立てた後に、諸々の事情で実施を延期する場合があります。そうした場合、状況を踏まえた計画を再度立て直していただき、実施してください。また、審査の際には、作成した計画書、実施状況など、ご対応いただいている状況を確認させていただくこととなります。
4-2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、テレワークを行いたいと考えています。実施にあたり留意点はありますか。	テレワークで個人情報を取り扱う場合には、少なくとも下記への対応が必要であることにご留意ください。 「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」 J.3.1.3 (個人情報保護リスクアセスメント) J.3.1.4 (個人情報保護リスク対応) J.4.5.4 (内部規程) J.9.2 (安全管理措置) J.9.3 (従業員の監督) J.4.3 (認識) J.6.1 (監視、測定、分析及び評価) プライバシーマーク制度の Web サイトでも「テレワークを実施する際の留意点」を掲載しておりますのでご参照ください。 https://privacymark.jp/news/system/2020/0420.html